

安芸高田市たかみや湯の森設置及び管理条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 2 月 24 日

安芸高田市長 石丸 伸二

安芸高田市たかみや湯の森設置及び管理条例の一部を改正する条例

安芸高田市たかみや湯の森設置及び管理条例(平成 16 年条例第 123 号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第 1 条 (略)  (施設及び位置) 第 2 条 湯の森の施設及び位置は次のとおりとする。	第 1 条 (略)  (位置 ) 第 2 条 湯の森の位置は、安芸高田市高宮町原田 11787 番地 1 とする。

施設	位置
浴場棟(ファミリー浴場を含む。)	安芸高田市高宮町原田 11787 番地 1
管理棟(広間、小部屋及び食堂等を含む。)	
その他附帯施設	
宿泊施設(福寿荘)	安芸高田市高宮町原田 11779 番地 1

(施設)

第 3 条 たかみや湯の森の施設は、次のとおりとする。

- (1) 浴場棟(ファミリー浴場を含む。)
- (2) 管理棟(広間、小部屋及び食堂等を含む。)
- (3) ウォーキングプール棟(トレーニング室を含む。)
- (4) 別館(中広間)
- (5) 前各号に掲げるもののほか、附帯施設

(事業)

第 4 条 (略)

(管理)

第 5 条 (略)

(休館日)

第 6 条 (略)

(利用時間)

第 7 条 湯の森の利用時間は、原則として午前 10 時から午後 9 時までとする。ただし、指定管理者が必要と認めたときは、あらかじめ市長の承認を得て、これを延長し、又は短縮することができる。

(事業)

第 3 条 (略)

(管理)

第 4 条 (略)

(休館日)

第 5 条 (略)

(利用時間)

第 6 条 湯の森の利用時間は、次のとおりとする  
\_\_\_\_\_。ただし、指定管理者が必要と認めたときは、あらかじめ市長の承認を得て、これを延長し、又は短縮することができる。

施設	利用時間
浴場棟(ファミリー浴場を含む。)	午前 10 時から午後 9 時まで
管理棟(広間、小部屋及び食堂等を含む。)	

含む。)	
その他附帯施設	
宿泊施設(福寿荘)	午前 9 時から午後 9 時まで(宿泊利用の場合は午後 4 時から翌日の午前 10 時まで)

(利用等の許可)  
第 7 条 (略)

(利用の制限)  
第 8 条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用を許可しない。  
(1) (略)  
(2) 伝染性の疾病にかかっていると認められる者が利用しようとするとき。  
(3) (略)  
(4) (略)  
(5) 前各号に掲げるもののほか、施設の管理上支障があると認められるとき。

(利用許可の取消し等)  
第 9 条 (略)

(利用料金)  
第 10 条 (略)

(利用料金の減免)  
第 11 条 (略)

(利用料金の不還付)  
第 12 条 (略)

(利用等の許可)  
第 8 条 (略)

(利用の制限)  
第 9 条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用を許可しない。  
(1) (略)  
(2) (略)  
(3) (略)  
(4) 前 3 号に掲げるもののほか、施設の管理上支障があると認められるとき。

(利用許可の取消し等)  
第 10 条 (略)

(利用料金)  
第 11 条 (略)

(利用料金の減免)  
第 12 条 (略)

(利用料金の不還付)  
第 13 条 (略)

(特別の行為の許可)  
第 13 条 (略)

(損害賠償の義務)  
第 14 条 (略)

(指定管理者が行う業務)  
第 15 条 (略)

(指定管理者の指定の期間)  
第 16 条 (略)

(委任)  
第 17 条 この条例に定めるもののほか、湯の森の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

別表(第 10 条関係)

利用料金の額の範囲

施設	利用区分	単位	利用料金の額	備考
浴場棟及び管理棟	入浴	1 人 1 日	こども 600 円まで	
		2 回まで	大人(中学生以上) 1,000 円まで	
	大広間 (和室 51.5 帖)	2 時間までごとに	10,000 円まで	借り切り使用に限る。
	中広間 (管理棟和室 36 帖・別館和室 36 帖)	2 時間までごとに	6,000 円まで	借り切り使用に限る。
	小広間 (和室 8 帖)	2 時間までごとに	3,000 円まで	
ファミリー浴場	利用 1 回(2 時間まで)	4,000 円まで		

(特別の行為の許可)  
第 14 条 (略)

(損害賠償の義務)  
第 15 条 (略)

(指定管理者が行う業務)  
第 16 条 (略)

(指定管理者の指定の期間)  
第 17 条 (略)

(委任)  
第 18 条 この条例に定めるもののほか、たかみや湯の森の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

別表(第 11 条関係)

利用料金の額の範囲

施設	単位	利用料金の額	備考
入浴	1 人 1 日	こども 450 円まで	
	2 回まで	大人(中学生以上) 860 円まで	
大広間 (和室 51.5 帖)	2 時間までごとに	4,070 円から 8,550 円まで	借り切り使用に限る。
中広間 (管理棟和室 36 帖・別館和室 36 帖)	2 時間までごとに	1,520 円から 4,880 円まで	借り切り使用に限る。
小広間 (和室 8 帖)	2 時間までごとに	500 円から 1,620 円まで	
ファミリー浴場	利用 1 回(2 時間まで)	2,750 円まで	

宿泊施設 (福寿荘)	宿泊	1人1泊につき	子ども	5,000円まで	1泊は午後4時から翌日の午前10時の間の利用	ウォーキンググループ	1人1日2回まで	子ども	280円まで	トレーニング室を含む。
			大人(中学生以上)	12,000円まで				大人(中学生以上)	560円まで	
	大広間	1室につき2時間までごとに		10,000円まで						
	小部屋	1室につき2時間までごとに		3,000円まで						

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和4年4月1日から施行する。  
(安芸高田市高宮老人福祉センター条例の廃止)
- 安芸高田市高宮老人福祉センター条例(平成16年安芸高田市条例第95号)は、廃止する。  
(安芸高田市高宮老人福祉センター条例の廃止に伴う経過措置)
- 前項の規定による廃止前の安芸高田市高宮老人福祉センター条例の規定により課した、又は課すべきであった使用料等については、なお従前の例による。